阪建保業第２８５２号

令和５年１１月１日

事業主

　　様

事務担当者

大阪府建築健康保険組合

　　　理事長　佐野　吉彦

（公印省略）

**健康保険扶養認定事務および標準報酬月額の算定方法の変更について**

　霜月の候　貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

　平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、標記の件につきまして、厚生労働省通知により、下記のとおり事務処理方法を変更することとなりましたので、ご通知申し上げます。

　つきましては、被保険者の皆さまにご周知いただきますようお願いいたします。

記

**１．健康保険被扶養者認定事務の変更について**

被扶養者の認定につきましては、対象者の年間収入が130万円未満であること等が要件とされていますが、勤務先の人手不足等で一時的に収入が増加し、年間収入が130万円以上となる場合においても、「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を添付することで、被扶養者として認定することができることとなりました。

　一時的な収入増加の要因としては、主に残業手当の増加や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、例として以下のようなケースが一時的な収入増加となります。

・勤務先の他の従業員の退職や休職等により勤務時間が増加した場合。

・業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加した場合。

・突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加した場合。

　勤務先の一時的な人手不足や繁忙により、一時的に収入が増加し、結果として年間130万円を超過する場合に限られた措置となりますので、時給の増加や新たに手当が新設された場合等によって、恒常的に収入が増加するような場合や自営業者の方は、対象とはなりません。

　事業主の一時的な収入の変動である旨の証明によって、被扶養者として認定されるのは連続２回が限度となります。

　被扶養者の認定時や毎年12月～1月にご提出いただいています被扶養者資格確認届に、事業主の一時的な収入の変動である旨の証明を添付される場合は、一時的な収入増であることを確認するために、併せて、雇用契約書及び直近12ヶ月の給与明細のコピーを添付していただきますようお願いします。

**２．社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について**

短時間労働者（※）への社会保険の適用を促進する観点から、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができることとなりました。

この場合、被保険者の保険料負担を軽減する観点から、社会保険適用促進手当については、「被用者保険適用に伴う被保険者本人負担分の保険料相当額を上限として、最大２年間、当該被保険者の標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととする。」という取扱いが示されました。

また、事業所内での労働者間での公平性を考慮し、同じ条件で働く他の労働者にも、同水準の手当を特例的に支給する場合にも適用されます。

今回の措置は、標準報酬月額が104千円以下の方が対象となります。

「社会保険適用促進手当」については、労働者の保険料負担を軽減するために、事業主の判断により支給するものであり、支給が義務付けられるものではありません。

標準報酬月額への算定除外額の上限は被保険者負担額となることから、被保険者負担額を超える手当を支給される場合には、原則として、被保険者負担額を「社会保険適用促進手当」とし、超えた額を別の名称の手当で支給することとなります。

また、「社会保険適用促進手当」を支給する場合、原則として、就業規則を変更したうえで、所管の労働基準監督への届出が必要となります。届出につきましては、労働基準監督署へお問い合わせください。

（※）短時間労働者

被保険者が常時100人（令和6年10月からは50人）を超える特定適用事業所、又は届出により任意特定適用事業所となっている事業所に勤務する方で下の条件を満たす方。

・1週間の所定労働時間と1ヶ月の所定労働日数が、一般従業員の４分の３未満であること

・週の所定労働時間が２０時間以上あること

・雇用期間が２ヶ月を超えることが見込まれること

・賃金の月額が８．８万円以上であること

・学生でないこと